

水防事務組合の概要

1. 設立根拠

洪水、津波又は高潮による水災を防御する水防責任は市町村が負うと規定(水防法第 3 条)されており、地形の状況により、単独で責任を果たすことが困難な場合、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない(同法第 3 条の 2)。(平成 23 年 12 月に水防法が改正され津波対応が明確される。)

2. 概 要

水防事務組合は地方自治法に規定する特別地方公共団体(一部事務組合)で、その組織には執行機関として管理者・副管理者・会計管理者・事務局、議決機関として組合議会、その他の機関として監査委員、公平委員会がある。

水防事務組合では、水防協議会に諮り水防計画を定め、河川・海岸・堤防の監視・警戒を行うほか、水防訓練の実施、資機材の整備等水防体制の強化に努めている。

経費については、水防活動により受益する地域の固定資産の評価額、人口、面積、防御延長の割合を勘案して、組合規約で分賦率を定め、構成する市町が負担している。

大阪市では、淀川・大和川流域の市町と共同し、淀川左岸・淀川右岸・大和川右岸の 3 水防事務組合を設置しており、各水防事務組合は、いずれも大阪市長を管理者とし、総勢約 9,400 人の非常勤の水防団員で構成される水防団によって総面積約 335 k^m²の地域の住民の生命と財産を守っている。

【淀川左岸水防事務組合】

大正 8 年 11 月(昭和 33 年 12 月に水防事務組合に改組)に設立。大阪市・枚方市・寝屋川市・四条畷市・門真市・守口市・大東市・東大阪市の 8 市を組合区域とし、約 4,900 人の水防団員が防御にあっている。

【淀川右岸水防事務組合】

大正 15 年 6 月(昭和 35 年 2 月改組)に設立され、大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・島本町の 6 市 1 町を組合区域とし、約 2,900 人の水防団員が防御にあっている。

【大和川右岸水防事務組合】

昭和 28 年 5 月(昭和 33 年 12 月改組)に設立され、大阪市・柏原市・藤井寺市・八尾市・松原市・東大阪市の 6 市を組合区域とし、約 1,500 人の水防団員が防御にあっている。

3. 水防団の組織と役割

水防法は目的として洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することとされている。(水防法第1条)

また、市町村は、その区域における水防を十分に果たす責任を負うとされおり、地形の状況により、単独で責任を果たすことが困難な場合、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。(水防法第3条の2)

水防事務組合は大阪府知事から水防上公共の安全に重大な関係にあるものとして指定された指定水防管理団体であり、(水防法第4条)その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認められる場合においては、水防団を置かなければならないと規定されている。(水防法第5条)

その組織については水防団条例で団員の定数及び任期などを定めている。

水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織され、水災が予想される場合は次の役割がある。

- ・ 平常時の堤防巡視、危険箇所の発見、資器材の整備点検
- ・ 非常時には水位観測、避難指示、被害の拡大防止
- ・ 地域住民の生命と財産を守る社会的な使命